

首都圏の都市成長前線帯における商業地域の形成

——飯能市における1880～1890年の店舗規模・納税額を中心に——

田村正夫

目次

1. 序

2. 研究対象地域

3. 商業地域の形成

〔1〕概観

- 〔2〕地域的展開 (1) 日用・食料品商 (2) 繊維品商 (3) 身辺細貨品商 (4) 家具類商 (5) 文化品商 (6) 農業用品商 (7) サービス業

4. 結語

1. 序

地域社会を論ずるに当たって、その基盤に都市社会と村落社会を対置させることは、今や常識となっている。さらに両者を識別する指標としては、第2次産業あるいは第3次産業の優位という産業構成が使われる。日本では、1889年の市町村制実施以前の行政町における商業あるいはサービス業のウエイトについては、「商業関係の地方税負担者の中には、商業以外の他産業と商業とを兼ねる人々も例外ではなかったとみるべきであろう。その中には、今日いうところの第2種兼業的な事例とともに第1種兼業的な人々も少なくなかったものと推定され、これら地方税負担者のうち、どの程度の人員が商業に専従しているかなどを判定するなどもまことに困難という他はない¹⁾」とされている。したがって「行政村はすべて純村落などという単純化は、明治前期に関しても簡単には許容されぬ²⁾」といわれるように、日本の産業化ないしは商業化を論ずるに当たって、行政町における第3次産業のウエイトが、重要な問題である。

筆者は、先に1960年代以降の首都圏の都市成長前線帯における商業地域の形成を論じ³⁾、さらに19世紀末から20世紀初頭にかけての在来商業地域の特質を通じて、商業地域形成の基盤を分析した⁴⁾。本論文では、飯能市における1880～1890年の店舗の変容を、営業施設及び資産としての家屋所有と、商業税負担力を考慮しながら、分析する。このため、販売額の推移を明らかにする

には既報における諸資料⁵⁾を使用し、家屋所有と納税については、高麗郡飯能町戸長役場による1883年：建家調書と同じく1882～1883年：商業税金徴集簿を使用した。

既報において使用した諸資料については、すでに述べた⁶⁾ので省略する。建家調書は、各戸の居宅、土蔵、物置、所有長屋について、それらの間口・奥行・坪数を墨書したもので、徴発物件一覧表作成の基礎資料を提供するために集落がわから提出した書類である。これらには、記載洩れや課税上の誤りもあるが、営業の規模や実態を示唆する点で、好個の資料である。

2. 研究対象地域

研究対象地域の位置づけについては、既報において詳述した⁷⁾ので、本論文では、概略にとどめる。面積134.06km²、人口59,283人(1979年3月)の飯能市は、東京駅からの45km圏に位置し(図1)、西部の秩父山地が80%を占め、市街地は、入間川の段丘上にみられる(図2・3)。

飯能市における1969～1973年の人口増加率は、6.8%であったが⁸⁾、1973～1977年には、さらに

5.0%に低下した⁹⁾。しかし、1976年の人口当たり小売業販売額の水準値(全国=100)は、91.7を示し、39市中第10位¹⁰⁾である。すなわち、人口増加率に比べて、小売商勢が強く、首都圏の都市成長線帯における拠点的性格を示唆する。

連担して市街地を形成する飯能・久下分・真能寺3村は、1707～1715年に、町場を設定したものであるが、六斉市を立て、一筋の街村型を形成し、やがて1882年に、町制を敷いた。織物・茶の産出も知られ、江戸

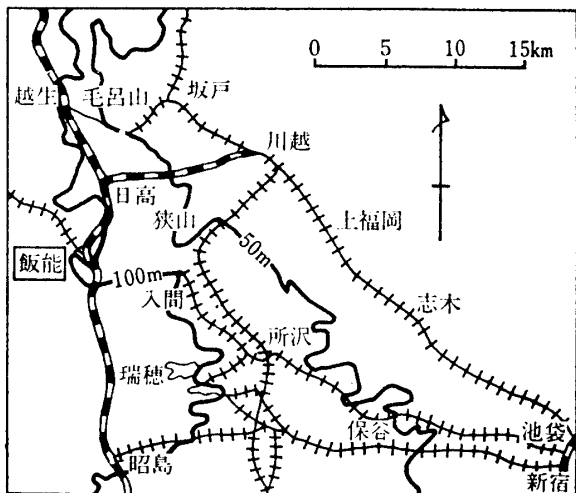


図1 飯能市の位置と高度

戸(東京)——川越——秩父、八王子——秩父の両分岐点に当たる交通上の要衝に位置する溪口集落として発展したのである。したがって、本論文では、1882年にこれら3村が合併して町制を施行した範囲を中心として、考察する。

3. 商業地域の形成

〔1〕概観

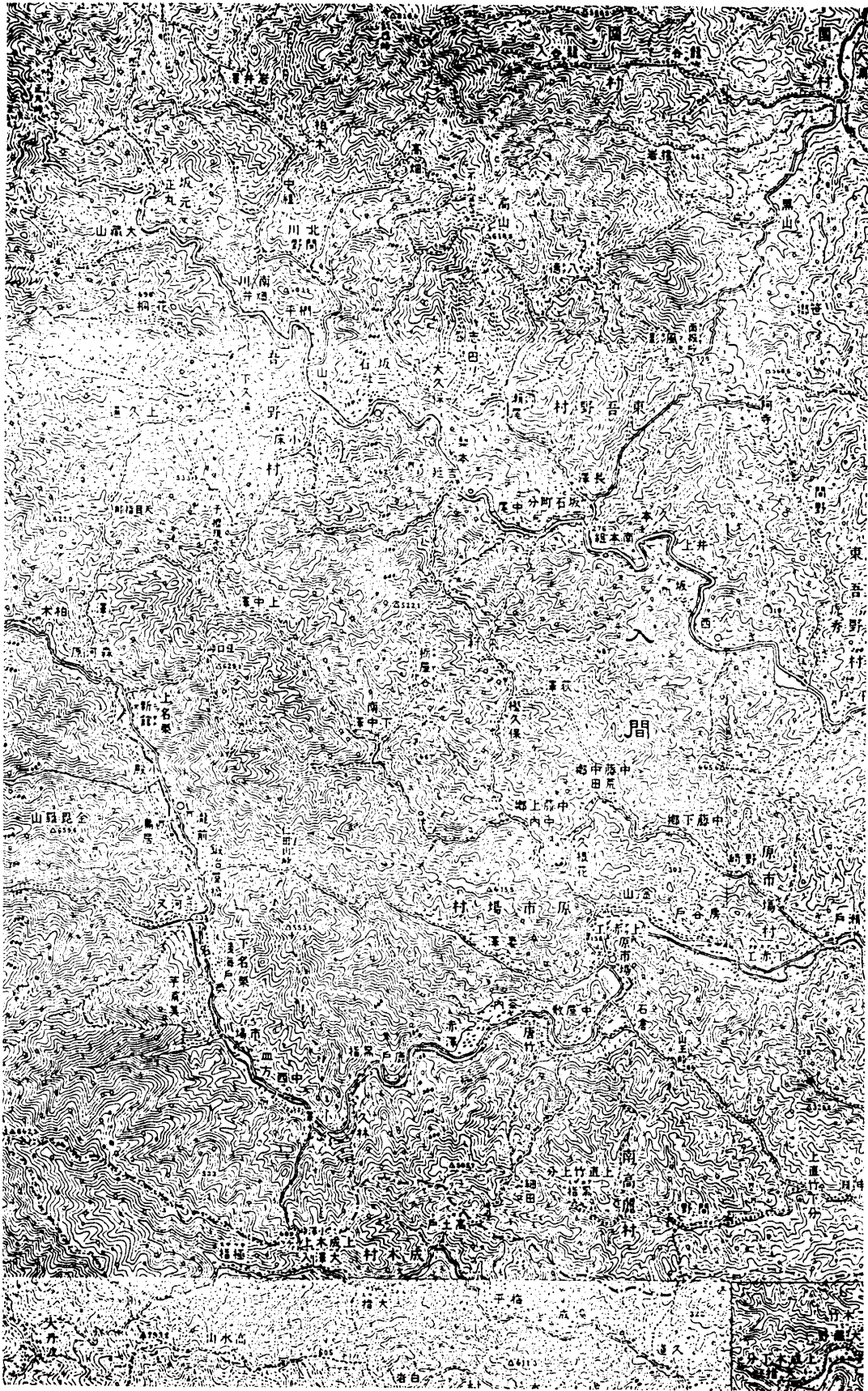
飯能町では、1883年、総家数552のうち384(70%)、総延坪12,919坪のうち8,787坪(68%)が、商工業者及びサービス業者(以下、これらを一括して商家と仮称する)であり¹¹⁾、商家率はほぼ7割とみてよい。延坪数は、商家では、居宅67%、土蔵・物置29%、所有長屋4%であるが、非商家では、居宅75%、土蔵・物置20%、所有長屋5%を示す。商家の倉庫的機能が大きかったことがうかがえると共に、商家・非商家を問わず、わずかではあるが、長屋所有がみられていたことが、注目される。

さらに、土蔵・物置、長屋を持たない居宅だけの家が、商家では、延坪数の21%、戸数の30%を占めるのに対して、非商家では、延坪数の37%、戸数の63%に達している、商家が、居住以外の、相対的に広い建造物空間を擁していたことがわかる。一方、長屋居住については、商家では戸数の5%、延坪数の4%であるが、非商家では、同じく11%・9%(差配的居住を除いても10%・6%)である。零細な長屋居住は、商家よりも、むしろその背後にある非商家において、多くみられたのである。したがって、行政町における商家の労働力構成を考える場合には、非商家の実態を無視できない(以下、表1~4参照)。

商家を、小売商・仲買・卸売商の3業態別にみると¹²⁾、商家数では、89%・5%・6%・商業税納税額¹³⁾では、77%・5%・16%であり、1商家当たり納税額は、小売商7.4円、仲買11.5円、卸売商22.8円である。商家数・納税額共に、小売商を主体とし、次いで卸売商、仲買の順となり、地方中心的な性格を示唆する。しかも、3者の1商家当たり納税額の差異は、余り顕著ではなく、後背地における生産活動に依拠するよりも、むしろ消費圏の中心としての特色を示す。

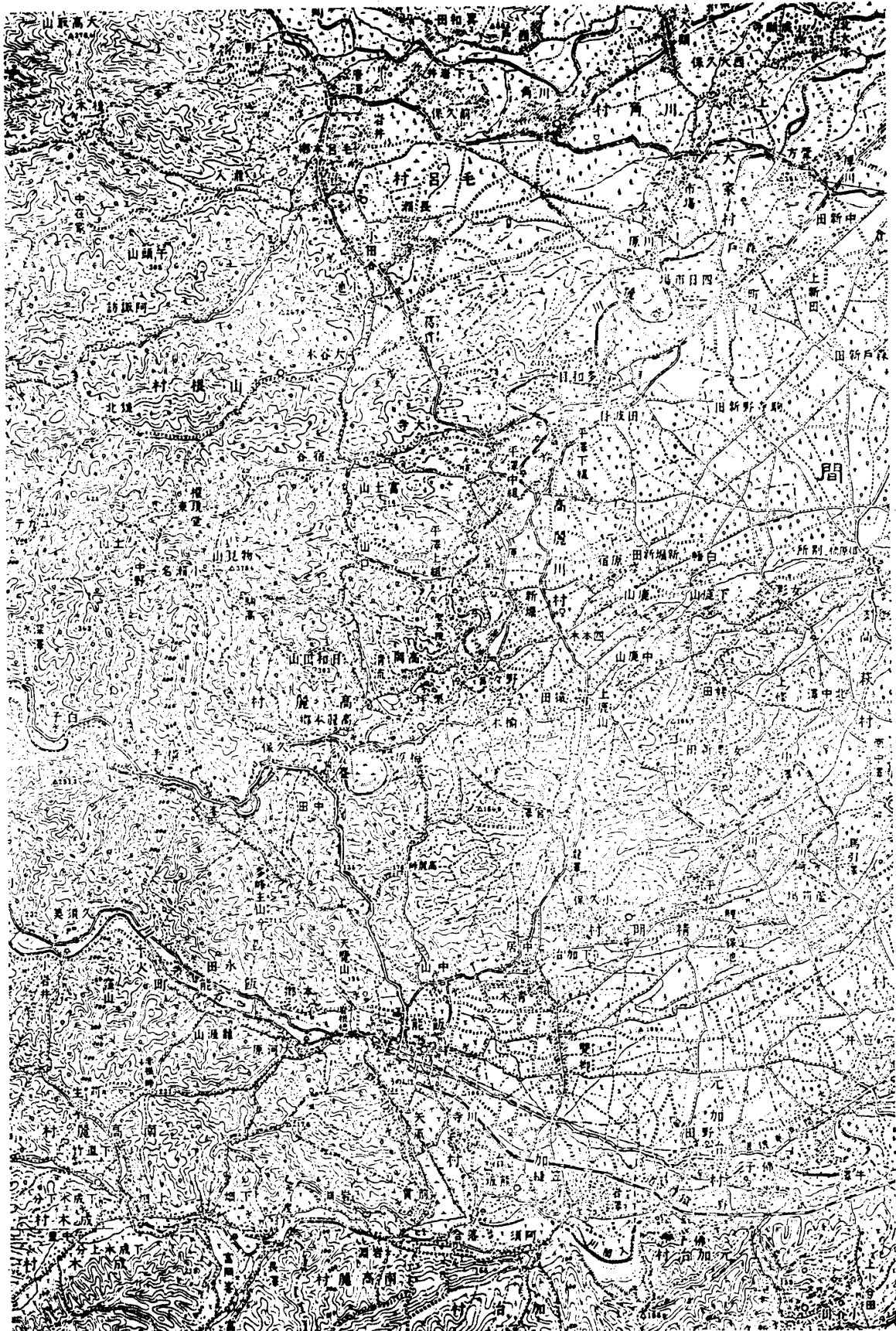
ところで、商家でありながら、建家調査には表われないものが、商家数の37%を占める。この中には、記載洩れや、隣接地居住者、非世帯主もしくは同居人が含まれていたとみるべきであろう。しかし、彼ら非持家商の納税額は、総額の20%であり、その1戸当たり納税額は、持家商のその半ばにも足りない。したがって、彼らは、非世帯主もしくは同居人による露天商・行商・屋台営業を主としていたものとみられる。

納税額を、持家商によるものと、非持家商によるものに分けると、前者では、小売商74%・仲買7%・卸売商19%、後者では、小売商91%、仲買5%・卸売商4%である。また商家数を、同じく持家商と非持家商に分けると、前者では、小売商87%・仲買6%・卸売商7%、後者では、小売商92%、仲買・卸売商各4%である。すなわち、小売商主体の傾向は、非持家商において著しい。しかも1商家当たりの納税額は、持家商の場合、卸売商27.5円・仲買14円・小売商9円



(縮尺は図3と同じ)

図2 1910~1915年の



飯能町及び付近〈埼玉県教育委員会(1974)：埼玉縣市町村誌，第5巻 p. 2による〉

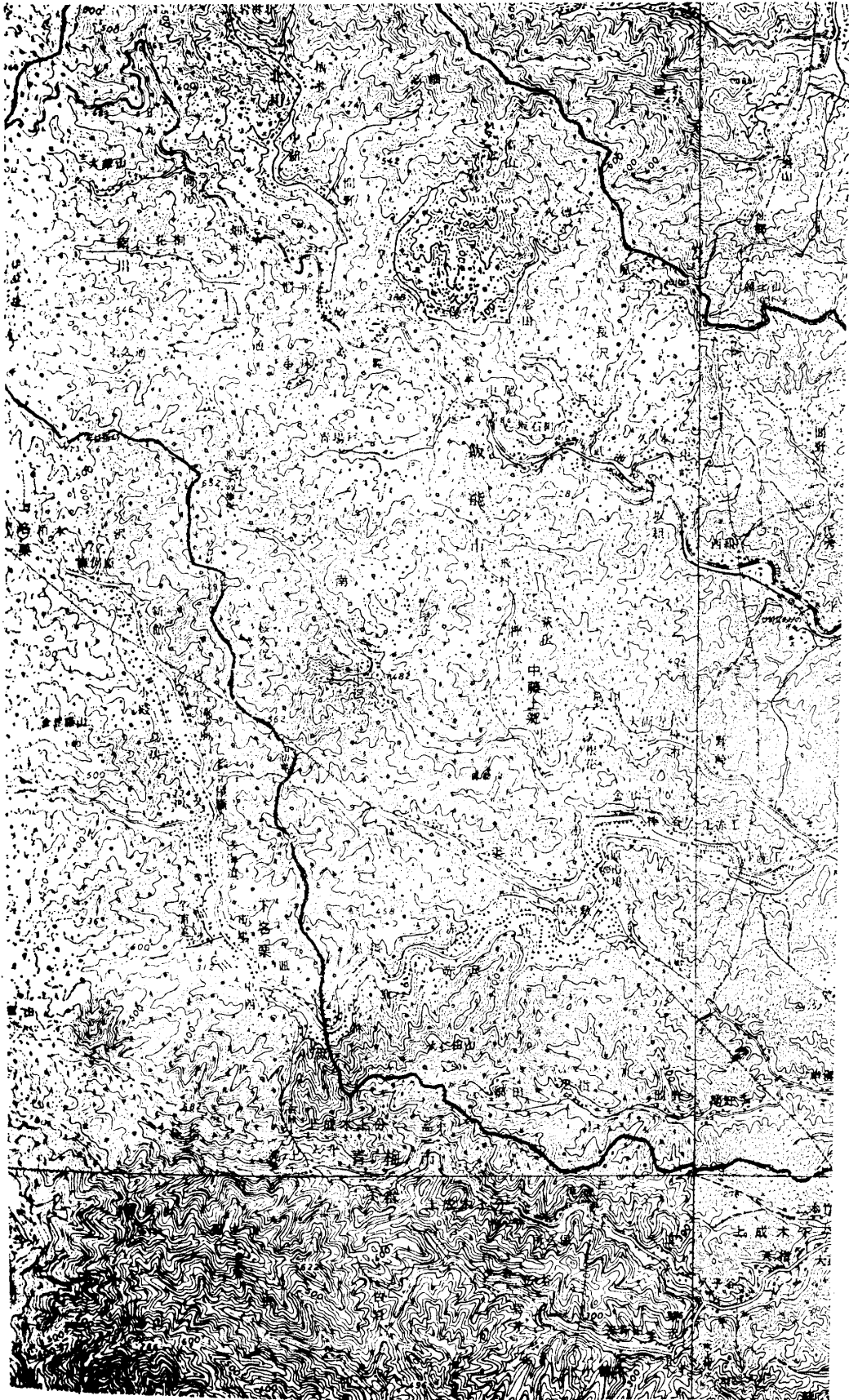


図3 1969~1970年の



飯能市及び付近〈埼玉県教育委員会(1974)：埼玉縣市町村誌，第5巻 p. 3による〉

表1 持家商の数・納税額 (1882~1883)

	小 売 商		仲 買		卸 売 商		計	
	数	納税額(円)	数	納税額(円)	数	納税額(円)	数	納税額(円)
1. 日用・食料品商	59(28)	691.90	5(36)	91.50	11(61)	268.15	75(22)	1,051.55
2. 織 維 品 商	21(10)	275.90	9(64)	103.85	6(33)	204.40	36(11)	584.15
3. 身辺細貨品商	12(6)	83.70					12(3)	83.70
4. 家 具 類 商	17(8)	107.25			1(6)	22.00	18(9)	129.25
5. 文 化 品 商	9(4)	156.10					9(2)	156.10
6. 農 業 用 品 商	2(1)	5.45					2(1)	5.45
7. サ ー ビ ス 業	92(43)	596.10					92(52)	596.10
計	212(100)	1,916.40	14(100)	195.35	18(100)	494.55	244(100)	2,606.30

(資料) 高麗郡飯能町戸長役場(1883): 建家調査, 同(1882~1883): 商業税金徴集簿による。

表2 非持家商の数・納税額 (1882~1883)

	小 売 商		仲 買		卸 売 商		計	
	数	納税額(円)	数	納税額(円)	数	納税額(円)	数	納税額(円)
1. 日用・食料品商	26(20)	154.45	1(17)	7.00	4(80)	27.25	31(22)	188.70
2. 織 維 品 商	10(8)	66.40	5(83)	28.00			15(11)	94.40
3. 身辺細貨品商	4(3)	14.50					4(3)	14.50
4. 家 具 類 商	13(10)	76.00					13(9)	76.00
5. 文 化 品 商	2(2)	10.75			1(20)	1.50	3(2)	12.25
6. 農 業 用 品 商	1(1)	4.50					1(1)	4.50
7. サ ー ビ ス 業	73(56)	277.75					73(52)	277.75
計	129(100)	604.35	6(100)	35.00	5(100)	28.75	140(100)	668.10

(資料) 表1と同じ。

と、やや階層分化がみられるのに対して、非持家商では、同じく5.8円・5.8円・4.6円と、階層分化を示さず、非持家商の小規模性をも表わしている。

次に、持家商について考察しよう。小売商・仲買・卸売商の延坪数の割合は、各80%・7%・13%であり、上述の納税額及び商家数と比較すると、担税力の大きい卸売商に対してその小さい小売商が、対しよ的である。しかも、1商家当たりの延坪数は、卸売商63.5坪に対して、仲買41.7坪、小売商33.3坪という階層性を示す。さらに家屋を、居宅、土蔵・物置、所有長屋の3者に区分すると、各67%・29%・4%となるが、小売商では70%・25%・5%、仲買では62%・35%・3%、卸売商では48%・48%・4%である。つまり、小売商→仲買→卸売商となるにしたがい、居宅から土蔵・物置へと、相対的なウエイトが増大している。卸売商・仲買の物流がすでに大きかったことを裏書きする。したがって1商家当たりの居宅延坪数は、小売商23.2坪、仲買26坪、卸売商30.8坪、同じく土蔵・物置坪数も、小売商8.4坪、仲買14.6坪、卸売商30.2坪となっている。しかし長屋所有については、卸売商2.5坪、小売商1.7坪、仲買1.1坪と、むしろ卸売商に次いで小売商、仲買の順になっている。居宅、土蔵・物置の各延坪数は、資産の多少を示すために、上述の傾向がみられるのに対して、同じく資産の多寡を示す長屋所有では、異なる傾向

表3 用途別延坪数 (1882~1883)

	小			商			仲			買			卸			売			計					
	住宅		土蔵・物置	住宅		土蔵・物置	住宅		土蔵・物置	住宅		土蔵・物置	住宅		土蔵・物置	住宅		土蔵・物置	住宅		土蔵・物置	住宅		土蔵・物置
	延坪数	所有長屋	延坪数	延坪数	所有長屋	延坪数	延坪数	所有長屋	延坪数	延坪数	所有長屋	延坪数	延坪数	所有長屋	延坪数	延坪数	所有長屋	延坪数	延坪数	所有長屋	延坪数	延坪数	所有長屋	延坪数
1. 日用・食料品商	1,296.43	82.50	709.00	121.65	39.55	15.0	176.20	301.95	383.90	20.0	705.85	1,720.03	1,132.45	117.50	2,969.98									
2. 繊維品商	698.10	59.00	267.83	243.00	164.50		407.50	203.15	55.25	25.0	283.40	1,144.25	487.58	84.00	1,715.83									
3. 身辺細貨品商	198.80	17.00	17.00									198.80	17.00	18.00	233.80									
4. 家具類商	343.88	150.45	150.45					48.15	105.30		153.45	392.03	255.75	38.75	686.53									
5. 文芸用品商	295.90	210.05	210.05									295.90	210.05	39.50	545.45									
6. 農業用品商	29.25	13.50	13.50									29.25	13.50	42.75										
7. サービス業	2,052.98	421.25	421.25									2,052.98	421.25	118.50	2,592.73									
計	4,915.34	1,789.08	1,789.08	364.65	204.05	15.0	583.70	553.25	544.45	45.0	1,142.70	5,833.24	2,537.58	416.25	8,787.07									

(資料) 表1と同じ。

表4 単位当たり延坪数・納税額 (1882~1883)

	1 商家当たり延坪数			住宅だけの商家1戸当たり延坪数			延坪* 当たり納税額 (円)			住宅だけの商家の延坪当たり納税額 (円)			長屋住居の延坪当たり納税額 (円)		
	住宅		土蔵・物置	住宅		土蔵・物置	住宅		土蔵・物置	住宅		土蔵・物置	住宅		土蔵・物置
	延坪数	所有長屋	延坪数	延坪数	所有長屋	延坪数	延坪数	所有長屋	延坪数	延坪数	所有長屋	延坪数	延坪数	所有長屋	延坪数
1. 日用・食料品商	22.9	15.1	39.6	14.0	12.0	19.8	14.5	0.35	0.39	0.57	1.00	0.94	0.66	0.66	
2. 繊維品商	31.9	13.5	47.7	17.0	17.1	16.7	17.0	0.29	0.79	0.25	0.62	1.86	0.40	0.54	
3. 身辺細貨品商	16.6	1.4	19.5	17.6			17.6	0.39					0.37	0.14	
4. 家具類商	21.8	14.2	38.1	17.8			17.8	0.22					0.17	0.15	
5. 文芸用品商	32.9	23.4	60.6	11.1			11.1	0.31					1.45	0.15	
6. 農業用品商	14.6	6.8	21.4	11.3			11.3	0.13					0.20		
7. サービス業	22.3	4.6	28.2	16.9			16.9	0.24					0.28	0.53	
平均	24.0	10.4	36.0	16.2	15.4	19.0	16.2	0.29	0.45	0.34	0.72	11.40	0.40	0.69	0.48

(資料) 表1と同じ。※所有長屋を除く。

が表われる。これは、小規模経営を主とする小売商が、卸売商に次いで、長屋経営を指向する機会——たとえば商業使用人との接触のような——が多く、これによって、資産の増加と status の確立を図りつつあったためとみられる。

土蔵・物置，長屋を持たない居宅だけの商家の割合は，小売商では31%，仲買商では30%，卸売商では8.7%と，卸売商において著しく少ない。さらに，同じくこれを延坪数の面からみると，小売商では24.3%，仲買商では15.8%，卸売商では3%と急減を示し，営業形態と家屋規模との密接な関係を物語る。しかし，居宅だけの商家の1戸当たり延坪数をみると，小売商16.2坪，仲買15.4坪，卸売商17.4坪と，ほとんど大差なく，居宅だけの商家では，居宅そのものの広狭は，営業形態によって左右されないのである。

商家数では，サービス業のウエイトが大きいことが注目され，既報の飯能・越生のいずれの年度¹⁴⁾と比べても，それが大きい。また，販売業において日用・食料品商と繊維品商が主体となる点は，1883年の越生の場合と類似する。持家率の最も高いのは，身边細貨品商・文化品商であり，これに次ぐのは日用・食料品商，繊維品商で，最も低いのは，サービス業・家具類商・農業用品商である。これらは，高率順に在来的定着性の強さを示唆しており，日用・食料品商，繊維品商よりも，来客ひん度の低い身边細貨品商・文化品商の方が，むしろ高率であるのは，在町の消費文化上の特性を物語る。一方，サービス業・家具類商・農業用品商における低率は，これらの業種の商業経営における浮動的性格を表わしている。総納税額では，日用・食料品商がサービス業をしのいでおり，1商家当たりの納税額では，文化品商と繊維品商が最大で，日用・食料品商がこれに次ぎ，家具類商・身边細貨品商・サービス業が比較的少なく，農業用品商が最少である。日常生活必需品のうち最たるものとしての日用・食料品商の取引額が多い反面，商家単位にみれば，文化品商や繊維品商の利潤の方が，日用・食料品商を始めとする他の業種のそれよりも多いとみられるのは，在町の消費構造の反映でもある。

持家商の納税額の中では，日用・食料品商40%が最大で，サービス業23%がこれに次ぎ，この両商で過半を占めるのに対して，非持家商の納税額では，逆にサービス業42%とこれに次ぐ日用・食料品商28%が主体である。しかも，サービス業の納税額のうち，非持家商のそれが32%を占めるのに対して，日用・食料品商では15%に過ぎず，繊維品商・身边細貨品商とほとんど変わらない。非持家商の納税額は，文化品商の場合，納税額の7%に過ぎず，農業用品商(45%)・家具類商(37%)においては，著しく高率である。持家商数・非持家商数が共に最も多いのは，サービス業であり，これに次ぐのは日用・食料品商であるが，サービス業では，持家商・非持家商共に，1商家当たりの納税額が少ないのに対して，日用・食料品商では，繊維品商と共に，それらが多い。文化品商では，持家商の1商家当たり納税額が，最大である。身边細貨品商や農業用品商では，持家商・非持家商共に，1商家当たりの納税額が少なく，家具類商では，非持家商のそれがやや多い。すなわち，日用・食料品商を中心とする持家商と，サービス業を主とする零細な

非持家商との対照が、特に注目されると共に、持家文化品商の高収益がうかがえる。

卸売商・仲買のほとんどは、日用・食料品商と繊維品商であり、まれに比較的規模の大きな家具類卸商と、小規模な文化品卸商が各1みられるに過ぎない。日用・食料品商では、商家数の14%を占める卸商が24%の納税額を、同じく6%を占める仲買商が納税額の8%を示し、残りが小売商である。この小売商数の69%を占める持家商が小売商納税額の82%で、同じく31%を占める非持家商が18%である。なお、卸商数の73%を占める持家商が、卸商納税額の91%を示し、残りの非持家卸商が同納税額の9%に過ぎない。また仲買商においても、仲買商数の83%を占める持家商が、納税額の93%を占め、残りの非持家商が7%を占めるだけである。さらに、繊維品商では、商家数の12%を占める持家卸商が30%の納税額を、同じく27%を占める仲買商が20%の納税額を示し、残りが小売商である。この小売商数の68%を占める持家商が小売商納税額の81%を示し、残りの非持家商が19%の納税額となっている。繊維仲買商は、商家数の64%を占める持家商が79%の納税額を、残りの非持家商が21%の納税額を示す。なお、持家卸商・持家仲買商の1商家当たり納税額が多いことが、注目される。

家屋の平均延坪数は36坪であるが、このうち居宅24坪、土蔵・物置10.4坪、所有長屋1.6坪である。しかし、業種によって著しく異なる。平均延坪数は、文化品商が最大で60.6坪、次いで繊維品商47.7坪、日用・食料品商39.6坪、家具類商38.1坪、さらにサービス業28.2坪、農業用品商21.4坪、身近細貨品商19.5坪と続く。文化品商は、小売商だけであるが、居宅、土蔵・物置、所有長屋の3者のいずれをも、最も広く所有している。同じく小売商だけの身近細貨品商・農業用品商は、この逆に、上述の3延坪が一般に狭い。サービス業では、土蔵・物置、所有長屋は狭いが、居宅延坪数は、ほぼ平均に近い。家具類商では、卸売商の居宅、土蔵・物置が共に広いことが特色となっており、卸売商の延坪数は、小売商のその約5倍に及ぶ。日用・食料品商と繊維品商は、共に小売・仲買・卸の3業態にまたがるので、両商を比較してみよう。繊維品商は、日用・食料品商と比べて、小売商及び仲買では、居宅ならびに所有長屋の延坪が広い。しかし卸売商では、居宅・所有長屋については同様の傾向が認められても、土蔵・物置については、日用・食料品商が、繊維品商の4倍に近い。

そこで、これらの単位面積が、どの程度の生産性を示すかを検討しよう。単位面積当たりの生産性を考究するには、厳密には営業面積を勘案しなければならないが、資料の制約から、居宅と土蔵・物置の合計延坪数をもって、営業面積に代え、納税額をこの合計延坪数で割った金額によって、生産性を類推した。これによると、一般には、小売商→仲買→卸売商の順に大きくなるが、小売商だけしか認められない身近細貨品商が最大であり、家具類商は、小売商・卸売商を問わず、一般に小さい。比較的大きい日用・食料品商と繊維品商を比べると、前者は、小売商・仲買において後者をしのぐが、卸売商においては、逆に、後者の方が、はるかに大きい。小売商だけしか認められない業種の中には、最小の農業用品商、平均的な文化品商があって、サービス業

が、それらの中間を示す。

居宅だけを所有する商家の平均延坪数を業種別に検討すると、家具類商、身辺細貨品商、繊維品商において大きく、次いで日用・食料品商、農業用品商、文化品商の順である。小売商・仲買・卸売商の3業態にまたがる日用・食料品商及び繊維品商を比較すると、一般に繊維品商の方が大きい。卸売商だけは、日用・食料品商の方が大きい。この両商のほかは、すべて小売商だけである。そこで、居宅だけを所有する商家の延坪当たり納税額を、居宅、土蔵・物置合計延坪当たり納税額と比較してみよう。一般に、小売商・仲買・卸売商を通じて、後者よりも前者の方が、高額である。付属家屋を持たない商家、いわば零細経営層における担税が重かったとも考えられようが、むしろ、この経営層における生産性が高かったのではないかと推測される。文化品商ではきわめて高額であり、日用・食料品商、繊維品商がこれに次ぎ、身辺細貨品商・サービス業・農業用品商・家具類商の順である。日用・食料品商と繊維品商については、両者の坪当たり納税額の業態別相違が、ほぼ同様の傾向を示す。

長屋住居が多いのは、サービス業と日用・食料品商である。その延坪当たり納税額をみると、最も多いのは日用・食料品商であり、繊維品商・サービス業がこれに次ぎ、最も少ないのは家具類商・身辺細貨品商である。身辺細貨品商は、居宅、土蔵・物置合計延坪当たり納税額が多いにもかかわらず、居宅だけの商家の延坪当たり納税額、さらには長家住居の坪当たり納税額が、きわめて少ない。これは、身辺細貨品商における店舗ごとの利潤格差が大きいことを意味するものであろう。一方、繊維品商では、特に仲買商が高額に達することが注目される。

〔2〕 地域的展開

（1） 日用・食料品商

日用・食料品商の中では、生鮮食品商・荒物類商が最も多く、菓子類商・穀類商・酒類商がこれに次ぎ、茶商・木炭商がわずかにみられる（以下、表5参照）。これらのうち、生鮮食品商や茶商は持家率が低く、この両商を除く種目は、持家率80%以上を示す。1商家当たりの納税額をみると、穀類商が最も多く、これに次いで茶商・荒物類商、酒類商・菓子類商・生鮮食品商の順となり、木炭商が最も少ない。持家商と非持家商の1商家当たりの納税額がほとんど変わらないのは、荒物類商と茶商だけであり、菓子類商では、特に非持家小売商の納税額が少ない。穀類及び酒類の卸売商では、持家商・非持家商の1商家当たりの納税額格差が大きい。その格差が比較的小さいのは、茶卸売商である。

平均延坪の最も広いのは、広大な土蔵・物置を持つ酒類商・穀類商であり、次いで荒物類商・茶商、菓子類商・生鮮食品商の順であって、木炭商が最も狭い。酒類商の土蔵・物置は小売商において広く、穀類商では、卸売商の土蔵・物置に次いで小売商のそれが広く、わずかな長屋所有がみられる。なお、酒類商では小売商、穀類商では仲買商のそれぞれの居宅が広い。荒物類商で

は、卸売商の居宅が広く、長屋所有は、小売商において認められる。茶卸商では、所有長屋が広く、居宅も比較的広い。菓子小売商では、長屋所有がみられ、生鮮食品商と木炭商は、狭い小売商だけである。居宅及び土蔵・物置の合計坪当たり納税額をみると、最も多いのは茶商（卸商・仲買商）である。次いで木炭及び生鮮食品の両小売商、穀類商、菓子類商、荒物類商であり、最も少ないのは、酒類商である。菓子類商では、特に卸売商において多く、酒類商は、小売商・仲買を通じて最少である。

小規模経営を示唆するものとみられる居宅だけの商家について、延坪当たり納税額を検討しよう。茶商、酒類商、生鮮食品商の各において多く、菓子類商、木炭商、穀類商・荒物商の順である。茶商では、仲買商において多く、生鮮食品・酒類両商では、小売商において多い。また、菓子類卸商のそのが多いことが注目される。さらに、長屋住居の5小売店（持家商数の約7%）の延坪当たり納税額をみると、木炭商・菓子類商において多く、荒物類商がこれに次ぎ、生鮮食品商が最も少ない。

なお、1884年の商業売上金高其他調書に記載される日用・食料品商の販売額が、1880年代にたどった変容については、既報¹⁵⁾において述べたので、ここでは省略する。

(2) 繊維品商

繊維品商数においては、織物商が最も多く、次いで糸繭商、さらに足袋商・古着商・洋糸商・縫物商・綿商と続く。繊維品商の平均持家率を上回るのは、足袋商・綿商・染物商であり、織物商・糸繭商、洋糸商・縫物商と低下し、古着商が最低である。しかし、1商家当たりの納税額では、洋糸商が持家商・非持家商を通じて最高であり、持家商を主とする織物商がこれに次ぎ、同じく持家商中心の染物商・足袋商の順であ

表5 日用・食料品商の数と納税額、単位当たり延坪数、延坪*当たり納税額(1882~1883)

商 業 種 別	持 家 商		非 持 家 商		1 商 家 当 たり 延 坪 数			居 宅 だ け の 商 家 1 戸 当 たり 延 坪 数			延 坪 * 当 たり 納 税 額 (円)			居 宅 だ け の 商 家 の 延 坪 当 たり 納 税 額 (円)			長 屋 住 居 の 延 坪 当 たり 納 税 額 (円)	
	数	納 税 額 (円)	数	納 税 額 (円)	居 宅	土 蔵・物 置	所 有 長 屋	計	小 売 商	卸 売 商	平 均	小 売 商	卸 売 商	平 均	小 売 商	卸 売 商	平 均	仲 買 商
1. 荒 物 類 商	2026	238.05	506	49.95	25.8	6.9	2.8	35.5	17.9	0.38	17.9	0.38	0.26	0.37	0.29	0.47		0.47
2. 菓 子 類 商	1419	119.65	261	5.25	17.6	4.0	1.9	23.5	13.4	0.36	11.3	0.36	1.37	0.40	0.54	0.63		0.63
3. 穀 類 商	1317	372.70	261	28.00	28.6	41.7	1.2	71.5	20.0	0.38	20.0	0.49	0.41	0.41	0.35	0.35		0.35
4. 生 鮮 食 品 類 商	1419	140.35	1446	58.00	15.6	6.0		21.6	8.6	0.46	8.6	0.46	0.20	0.46	0.80	0.80		0.11
5. 酒 類 商	811	109.85	723	31.50	34.1	38.3		72.4	17.4	0.19	18.0	0.19	0.20	0.21	0.72	0.80		0.70
6. 茶 商	415	61.20	113	16.00	22.0	3.0	5.0	30.0	18.0	1.00	12.0	1.00	0.49	0.61		0.86		0.70
7. 木 炭 商	23	9.75			9.5			9.5	9.5	0.51	9.5	0.51		0.51	0.49			0.70
平 均	75(商)	1,051.55	31(商)	188.70	22.9	15.1	1.6	39.6	14.5	0.35	19.8	0.35	0.39	0.37	0.50	0.59		0.66

(資料) 表1と同じ。※所有長屋を除く。

表6 繊維品商の数と納税額、単位当たり延坪数・納税額 (1882~1883)

	持家数		非持家商		1商家当たり延坪数		住宅だけの商家1戸当たり延坪数		延坪* 当たり納税額(円)		住宅だけの商家の延坪当り納税額(円)		長屋住居の延坪当たり納税額(円)	
	数	納税額(円)	数	納税額(円)	住宅	土蔵・物置 所有長屋	計	小売商	仲買商	卸売商	平均	小売商	仲買商	平均
1.織物	1131	280.80	533	16.75	26.9	10.3	40.5	19.7	0.84	0.53	0.69	0.94	1.20	0.40
2.足袋	617	63.50	320	18.75	16.9	1.9	18.8	16.6	0.56	0.16	0.56	0.09	0.57	0.69
3.糸繭	617	48.25	320	18.75	29.1	21.3	50.4	13.0	0.16		0.16	0.09	0.09	
4.染物	719	111.60	177	2.50	62.6	29.6	93.9	36.0	0.17		0.17	0.17	0.17	
5.古着	26	10.50	320	10.00	13.5	5.0	18.5	13.5	0.39		0.30	0.30	0.30	
6.綿糸	121	7.00			12.0	14.0	12.0	12.0	0.58		0.58	0.58	0.58	
7.洋物	26	60.00	213	43.90	44.0	8.0	70.5	8.0	0.23	1.42	0.52	0.31	0.31	
8.縫物	12	2.50	17	2.50	8.0				0.31					
平均	36(100)	584.15	15(100)	94.40	31.9	13.5	47.7	17.0	0.29	0.25	0.36	0.62	0.59	0.54

(資料) 表1と同じ。※所有長屋を除く。

り、縫物商・古着商、糸繭商は、一般に低い。織物小売商・仲買及び染物小売商では、持家商、非持家商の1商家当たりの納税額格差が大きい。その格差が比較的小さいのは、縫物小売商・洋糸小売商・糸繭仲買商である。

持家商について考察すると、平均延坪が最も広いのは、染物商であり、これに次いで洋糸商、糸繭商、織物商の順であって、綿商・縫物商・古着商・足袋商では狭い。染物(小売)商は、居宅、土蔵・物置共に最大であり、洋糸小売商も、それらが比較的広い。卸商の中で、長屋を所有しているのは、洋糸商だけである。仲買商がみられるのは、糸繭商と織物商だけであるが、居宅、土蔵・物置共に、糸繭商の方が広い。先の洋糸卸商に次いで長屋を広く所有するのは、織物小売商である。縫物商・綿商は、居宅による小売商だけであり、同じく小売商であっても、居宅と長屋を持つ古着商に対して、居宅と土蔵・物置を持つ足袋商が、対照的である。

居宅及び土蔵・物置の合計延坪当たり納税額をみると、織物商が最も多く、綿商・足袋商・洋糸商も比較的多い。古着商・縫物商がこれらに次ぎ、染物商・糸繭商は少ない。織物商の場合、小売商・仲買・卸売商を通じて最も多い。綿商・足袋商は、共に小売商の中で織物商に次ぐが、洋糸商では、卸売商の納税額が著しく多いことが、注目を引く。仲買商は、織物商と糸繭商に限られるが、前者は後者の3倍余りの納税額を示す。居宅だけの商家に限定して1商家当たりの納税額をみても、種目ごとの多寡は、前述とほぼ同様である。しかし織物商においては、納税額が多い点、小売商を欠く点、卸売商のそれが仲買商のその2倍近くに及んでいる点などが、目立つ。また、洋糸商がみられない点も、異なっている。長家居住は3店(持家商数の8.3%)に過

ぎないが、このうち2店は糸繭仲買商、残り1店が足袋小売商であり、前者の方が後者よりも、1坪当たり納税額が多い。

次に、1884年の商業売上金高其他調書に記載される繊維品商の販売額が、1880年代にたどる変容をみよう。1884年、繊維品商の中で、織物商と洋糸商は、販売額の97%、商家数の70%を占め、特に織物商は、販売額・店舗数共に半ばに達する。しかも織物商の販売額は、卸売額の全部、仲買額の88%に及ぶが、小売額の8%に過ぎない。

〈a〉 織物・足袋両商

織物卸商 K₁ は、1881年、織物9,500円・菓1円を売っていたが、その後の織物卸額は、1884年の12,455円から1885年、5,925円に減少し、ついに1886年12月には、織物卸を廃業してしまった。そこで翌年1月に、紙・弁柄縞・手拭の小売りを、見積販売額300円で始めたが、この年の売上額は900円に達し、さらに1890年には、前記商品の小売額177円のほか、太物小売額1,300円を合わせて1,477円となった。また、1881年に6,700円を上げた織物卸商 O の販売額は、1884年には7,313円に増加したものの、その後、資料¹⁶⁾から姿を消した。同様に、織物仲買商 M の販売額も、1881年の8,300円から、1884年1,827円、1885年273円と激減し、1887年9月には廃業した。すなわち、織物卸商及び仲買商は、廃業あるいは小売商への転業に迫られたのである。

これに対して、織物小売商 S は、1884年までは、太物を主とし足袋の販売をも兼ねて、その販売額は、1881年253円、1884年152円を上げていたが、1885年以降、逆に足袋を主とし太物の販売をも兼ねるようになり、その販売額は、1885年109円、1887年96円、1890年100円と減少したとはいえ、前述の K₁・O・M のような激減振りではなかった。特に織物小売商 A の場合は、1884年、太物1,750円・綿50円、1885年、織物1,285円・綿90円・紙50円、1887年、織物1,270円、綿・紙482円、1890年、織物1,820円、綿・紙435円と、商勢の伸張すら示している。つまり、織物小売商は、足袋商に傾斜して、商勢の維持に努めたり、紙・綿の小売りを兼ねながら、商勢を発展させたわけで、転廃業をたどる織物卸商及び仲買商とは、対照的であった。

足袋小売商 K の販売額は、1881年875円、1884年711円、1885年586円、1887年576円、1890年656円と、減少ないし停滞を示している。同じく足袋小売商 T₁ も、1881年700円、1884年407円、1885年359円に減少したので、1887年8月には、荒物小売りを兼業するようになり、同年の販売額は、足袋417円・荒物50円、さらに1890年には、足袋263円・荒物340円と、荒物小売りが本業であるかの観を呈した。不況¹⁷⁾を契機として、前述 S のように織物小売商が足袋商に傾斜し、さらにこのように、足袋小売商が荒物商主体に逆転したことは、織物→足袋→荒物と、高級品販売の縮小から実用品販売の拡大への変化を意味する。

〈b〉 洋糸・糸繭・染物各商

1884年19,908円の洋糸販売額を上げた K B は、1885年930円に激減し、1887年6月、販売見積額95円で糸繭仲買を始めたが、同年の売上額は、洋糸小売り4,456円・糸繭仲買350円、さらに

1890年には、洋糸卸4,480円、同小売り 271円、糸繭仲買 500円に達した。同じく洋糸小売商KNは、1881年には、質商額 3,578 円を示していたのであるが、洋糸商に転じ、1884年、洋糸小売り 2,901円、1885年、同 2,067円、1887年、同 2,844円を売るようになった。かたわら、印紙類¹⁸⁾を販売しており、1890年には、洋糸小売額が 3,344 円に達した。そこで、同年 9 月、それまで東京日本橋の売薬業者 H の委託販売に応じていた売薬を、廃業した。KB の場合は、景況が回復しても、洋糸販売はかつてのような盛況を示さず、糸繭仲買の兼業に成功すると、洋糸販売を、小売りから卸主体に移行した。つまり、糸繭仲買による流動資本の拡充が、洋糸小売商の卸商化をもたらしたのである。これに対して、質商から転換したKNの場合、印紙類の販売や売薬の委託販売を兼ねながら、景況回復後の洋糸小売額を漸増させたものとみられる。

一方、糸繭仲買商Aの販売額は、1881年 450 円、1884年 243 円であり、1885年には、織物仲買を含めても 142 円に過ぎず、さらに1887年、屑繭仲買 170 円、1890年、糸繭仲買 213 円と停滞した。これは、ほぼ専業とみられる糸繭仲買商の小規模持続性と経営限界を示す。なお、染物商Nの売上額は不明であるが、1881~1890年を通じて、各年共、布染瓶36本と記され、染物取扱高はほぼ変らなかったようである。

(3) 身辺細貨品商

身辺細貨品商はすべて小売商であり、小間物類商が半ばを占め、下駄・傘商と合わせると 9 割近くになり、わずかに提灯商がみられる。しかし持家率は、提灯商に次いで小間物類商において高く、下駄・傘商では50%と低下する。1 商家当たりの納税額は、持家商、非持家商を問わず、小間物類商、下駄・傘商、提灯商の順に低い。持家商について検討しよう。3 種目共、平均延坪数は大差ないが、居宅だけの下駄・傘商に対して、土蔵・物置持ちの小間物類商、および長屋持ちの提灯商が区別される。居宅、土蔵・物置の合計延坪当たり納税額は、小間物類商が最も多く、他の 2 種目は、各その約 6 割に当たる。居宅だけの商家の延坪当たり納税額をみると、下駄・傘商が最も少なく、この中に身辺細貨品商唯一の長屋住居がみられるが、その納税額は、居宅だけの下駄・傘商のその半ばに過ぎない。

次に、1884年の商業売上金高其他調書に記載される身辺細貨品商の販売額が、1880年代にたどる変容をみよう。袋物商 S₃ の売上額は、1881年、古道具650円であったが、1884年、袋物小売り 127円、1885年、同241円、1887年、袋物65円・古道具 5 円、1890年、袋物小売り 75円・古道具 8 円となり、古道具商中心から袋物商中心に転ずる。1881年に小間物小売額280円を上げた S₄ も、1884年、小間物・荒物97円に減少して廃業し、安宿経営に転換したが、その止宿客数は、1885年 1,289人、1889年1,102人、1890年1,115人を数えた¹⁹⁾。また、傘商 S₅ の小売額は、1884年65円・1885年75円であったが、1886年には廃業するにいたった。特に、S₃ の古物商から身辺細貨品商への経営重点の移行、S₄ の身辺細貨品商から旅館業への転換は、町場的な市場の伸展を示唆する。

(4) 家具類商

家具類商は、1材木卸商を除くと、すべて小売商である。古鉄・鉄打物商が4割近くを占め、建具商を含めると、総数の2/3を越え、桶・笊商、棒商²⁰⁾、材木商がこれに次ぐ。1商家当たりの納税額では、材木商が最も多く²¹⁾、建具商及び古鉄・鉄打物商のほぼ2.5倍を示しており、桶・笊商、棒商と続く。持家商の1商家当たり納税額も、ほぼ同様の傾向であるが、建具商よりも古鉄・鉄打物商の方が多い。ところが非持家商の場合、建具商が最高で、材木商がこれに次ぐ。持家商・非持家商を通じて棒商が最低である点が、注目される。

持家商についてみよう。平均延坪が最も広いのは、材木商であるが、これは、居宅もさることながら、その2倍以上に達する土蔵・物置を所有するからである。これに次ぐのは古鉄・鉄打物商と建具商であり、前者は後者と比べると、居宅が広く、さらに2倍近い土蔵・物置を所有する。しかし後者では、家具類商唯一の長屋所有商家が表われる。桶・笊商と棒商がこれらに次ぐが、前者の居宅は後者のそれよりも広く、前者は後者と異なり、土蔵・物置を所有する。居宅、土蔵・物置合計延坪当たり納税額は、上述の傾向と異なり、棒商が最も多く、これに次いで桶・笊商、古鉄・鉄打物商、建具商、材木商と、ほぼ逆の順位を示す。居宅だけの商家の延坪当たり納税額もほぼ同様であり、家具類商においては、むしろ小面積の種目の方が延坪当たり高額納税商であり、生産性を高めていたものとみられる。持家商数の11%に当たる長家居住商——古鉄・鉄打物商1と、棒・笊商1——についてみても、納税額の少ない後者の方が、前者よりも延坪当たり納税額が多い²²⁾。

次に、1884年の商業売上金高其他調書に記載される家具類商の販売額が、1880年代にたどる変容をみよう。塗物商 S_1 の小売額は、1881年、塗物・建具・板びき・砂糖²³⁾2,300円、1884年、塗物・板びき・建具・砂糖²⁴⁾1,945円、1885年、砂糖806円・塗物455円・建具類385円、1887年、塗物・板・砂糖²⁵⁾1,253円、1890年、砂糖805円・塗物730円・板類642円を示し、建具の相対的減少が認められる。また、首位品目が、塗物及び板・建具から砂糖に代わったことは、これらが共に重量商品である点から、輸送上の問題としてうなずけるが、庶民の食生活の近代化をも示唆する点²⁶⁾にも注意したい。

棒商 I_1 は、建具商と同じく、木材を材料とする商品を製造販売するが、上述の S_1 と異なり、取扱商品がほぼ単一であったものとみられる。その小売額は、1884・1885・1887各年共、85~87円であったが、1890年、145円に増加した。また棒商 K_4 の小売額も、1881年の150円から、1884・1885両年42円、1887年63円と減少したが、1890年には、113円に挽回している。輸送関連商業の定着性の強さを物語るものといえよう。

しかし、笊・鉄物など、在方の需要を背景とする商品の販売は、伸び悩んでいた。笊製造商 S_2 の小売額は、1881年の205円から、1884年107円、1885年72円と減少したので、1887年11月に飲食業を兼業したが、この年の売上額は、笊小売り74円に対して、飲食業はわずか3円に過ぎ

ず、1890年には、筥小売り70円だけが記載されたにとどまる。また、鉄物商Uの売上額は、1881年367円、1884年、鉄物小売り228円・飲食業35円、1885年、鉄打物小売り186円・飲食業36円、1887年、雑穀562円・鉄物125円の両小売り、飲食業55円、1890年、穀物451円・鉄打物85円の両小売り、飲食業51円であった。不況を契機として、飲食業を兼ね、さらに穀類商を主とするようになったが、かつての本業であった鉄打物の小売りは、年と共に不振に陥ったのである。穀物小売りの増加は、町場の需要に応ずるもので、農具を主とする需要減退とは裏腹に、都市化の進展を示唆する。

(5) 文化品商

最も多い薬種商とこれに次ぐ紙類商、洋物類商が大部分で、写真商・玩具商各1である。これらのうち、紙類商・洋物類商・写真商は、いずれも持家商であるが、薬種商の持家率は60%であり、玩具商は非持家商である。1商家当たりの納税額では、洋物類商が最も多い。紙類商・薬種商・玩具商がこれに次ぎ、写真商が最も少ない。紙類商と薬種商を比較すると、1商家当たりの納税額は、紙類商の方が多いが、持家商については逆であり、薬種商では、卸商・小売商共に、非持家商のそれがきわめて少ない。

持家商の平均延坪をみると、最も広いのは薬種商であり、写真商・洋物類商・紙類商の順である。薬種商の土蔵・物置は、居宅の2倍近くに達し、写真商においても、土蔵・物置は、居宅のほぼ半ばに及ぶ。ところが、居宅が最も広い洋物類商の土蔵・物置は、居宅の14%に過ぎない。一方、紙類商では、居宅は最も狭いが、居宅の半ばを越える長屋を持ち、土蔵・物置は、紙類商平均延坪数の13%である。居宅、土蔵・物置合計延坪当たり納税額を検討すると、最も多いのは洋物類商であり、そのほぼ2/3が紙類商、さらにその約半分が薬種商であって、写真商はきわめて少ない。さらに居宅だけの商家についてみると、洋物類商が、前述の延坪当たり納税額の4.5倍を示し、紙類商の場合も1.2倍余りである。

次に、1884年の商業売上金高其他調書に記載される文化品商の販売額が、1880年代にたどる変容をみよう。1881年に紙・薬種3,800円を販売していた薬種商K₁の売上額は、1884年、薬種・紙類3,868円、1887年、紙卸1,087円・同小売り725円・砂糖卸1,064円・同小売り709円・絵の具小売り415円、薬種小売り200円と漸増した。1890年にはいると、7月、東京日本橋区岩付町のFからサントニン散²⁷⁾、同じく日本橋区元大阪町のTから清心丹・清婦湯²⁸⁾、東京神田区末広町のIから実効散²⁹⁾、10月、東京神田区鍋町のHから薬用晒水飴・法王湯³⁰⁾の各の委託販売に応じた³¹⁾。しかし、1890年の薬種小売額は196円であり、紙類卸764円・同小売1,146円、砂糖卸1,014円・同小売り1,522円、顔料・染料小売り419円が主体であった。すなわち、1884年に筆頭に上げられた薬種小売りは、その後、他の文化品や砂糖の卸・小売りの片手間に、販売されるようになったのである。

同様に紙類を扱うことの多かった文化品商K₂は、1881年、998円の販売額を上げるほか、512

人の止宿客を数える旅館を経営していた³²⁾。その後、1884年、紙類・練油小売り925円、1885年、同475円・糸繭仲買 43円のほか、止宿客 72人と、商勢が萎縮した。1887年には、糸繭仲買部門を拡張すると共に、同年6月から繭問屋を開業したが、同年の売上額は、糸繭仲買315円、練油・紙類小売り302円・糸繭問屋口銭4円であり、止宿客は86人であった。しかし、1890年の売上額は、練油・紙類小売り184円と、糸繭仲買230円に減少した。いいかえれば、文化品としての紙類は、日用品としての練油に小売額の首座を譲りながら販売額を減ずると共に、旅館業も縮小する中で、糸繭仲買だけは、商勢を振るっていたのである。また、1881年に499円の販売額を上げた文化品商Nも、1884年、筆墨・小間物・撃剣道具小売り631円と売上げを伸ばしたものの、その後の小売額は、1885年、筆墨硯228円・小間物53円、1887年、筆墨100円・小間物25円、1890年、筆墨94円・小間物15円となり、販売不振であった。

飾り物商Oの販売額は、1881年285円と記され、1884年、飾り物302円・飲食業80円、1885年、荒物小売り140円・飲食業20円、1887年、荒物小売り48円・糸繭仲買46円・飲食業18円、1890年、糸繭仲買48円を示す。装飾品商は、不況を契機に、実用品を取扱う荒物商に転換するが、やがて衰退して廃業を余儀なくされ、飲食業も同様に廃業に迫られたわけで、この商勢不振を支えたのは、糸繭仲買である。ところが玩具商K₃の小売額は、1881年435円であったが、1884年263円、1885年293円、1887年、玩具285円・瀬戸物53円、1890年、玩具327円・陶器39円・花火3円と、商勢を伸張した。飾り物商の衰退に対して、玩具商の持続性が注目される。

(6) 農業用品商

農業用品商3店も、すべて小売商である。納税額が

表7 サービス業の数と納税額、単位当たり延坪数・納税額(1882~1883)

業種	持家商		非持家商		商家		1商家当り延坪数		住宅だけの商家1戸当り延坪数		延坪* 当り納税額(円)		住宅だけの商家の延坪当り納税額(円)		長屋住居の延坪当り納税額(円)	
	数	納税額(円)	数	納税額(円)	住宅	土蔵・物置	所有長屋	計	小売商	卸売商	平均	仲買	小売商	卸売商	平均	仲買
1. 飲食業	3032	278.25	1926	65.00	25.4	3.4		28.8	19.9	0.32	0.32	0.34	1.31	0.34	1.31	1.31
2. 金融業	67	85.30	23	72.10	21.2	10.6	2.4	34.2	14.6	0.45	0.45	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92
3. 旅館業	67	84.00	34	11.50	38.8	6.6		45.4	40.7	0.31	0.31	0.33	2.38	0.33	2.38	2.38
4. 運送業	2325	75.25	2433	60.75	18.7	6.4	4.5	29.6	13.1	0.13	0.13	0.19	0.31	0.19	0.31	0.31
5. 雑商業	2628	70.50	2433	61.00	18.6	2.6		21.2	14.4	0.13	0.13	0.21	0.21	0.21	0.21	0.31
6. 水車	11	2.80	11	7.40	13.8			13.8	13.8	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
平均	92(100)	596.10	73(100)	277.75	22.3	4.6	1.3	28.2	16.9	0.21	0.24	0.28	0.53	0.28	0.53	0.53

(資料) 表1と同じ。※所有長屋を除く。サービス業を小売業の中に分類したので、仲買・卸売商の両欄は空欄。

最も多いのは、非持家商の石灰商であり、持家商である種物商・農具商が、これに続く。種物商の土蔵・物置は、農具商の居宅をしのぐ広さを示し、その居宅も、農具商の1.6倍に達する。しかし、居宅、土蔵・物置合計延坪当たり納税額をみると、居宅だけである農具商は、種物商の2倍である。1884年の商業売上金高其他調書に記載される種物商Kの販売額をみると、1881年85円、1884年49円、1885年40円、1887年38円、1890年32円と減少の一途をたどり、1890年には、玩具商（販売額4円）を兼ねるにいたった。

（7） サービス業

サービス業においては、雑商・飲食業・運送業の3大種目の商家数が88%を占めるほかに、旅館業・金融業と、わずかな水車業がある（以下、表7参照）。しかも3大種目は、水車業と共に持家率が低く、旅館業～金融業が67～75%と高い。1商家当たりの納税額が最も多いのは金融業であり、特にそのうち、非持家商³³⁾のそれが多い。持家商の1商家当たり納税額では金融業とほとんど変わらない旅館業が、これに次ぐ。続いて、持家商の1商家当たり納税額の比較的多い飲食業、非持家商のそれが多い水車業があり、運送業・雑商は、持家商・非持家商を通じて、最も少ない。

持家商について、平均延坪数をみると、宿泊施設を持つため旅館が最も広い。これに次ぐのは、居宅延坪数の半ばに達する土蔵・物置を擁し、長屋をも所有する金融業である。さらに、居宅延坪数の1/3余りの土蔵・物置を持つ運送業と、居宅延坪数では旅館業に次ぐ飲食業が続く。雑商は、比較的狭い居宅と、サービス業の中で最も狭い土蔵・物置を持つが、水車業は、同じく最も狭い居宅だけを持つに過ぎない。居宅、土蔵・物置合計延坪当たり納税額ならびに居宅だけの商家のそれを検討すると、共に金融業が最も多い。金融業では、居宅だけの商家の延坪当たり納税額は、居宅、土蔵・物置合計のその2倍余りに及ぶ。次いで飲食業・旅館業、さらに水車業、運送業・雑商と続く。運送業・雑商では、居宅だけの商家の延坪当たり納税額は、居宅、土蔵・物置合計のそのほぼ1倍半である。しかし、長屋住居の延坪当たり納税額は、運送業において著しく多く、その半ば余りの飲食業、さらにそのほぼ7割の金融業、最も少ない雑商と続く。

4. 結 語

旧飯能町における明治前期の商家について、家屋所有と商業税負担力を主要指標として、近代化初期の都市化～商業化を分析した結果、次のことが判明した。

（1） 商家率（兼業を含む）は約7割であり、商家では、貯蔵・保管機能を持つスペースが、相対的に広い。一方、労働力給源を示唆する長屋居住者は、非商家の方が商家よりも相対的に多い。

(2) 小売商中心の在町的特性が表われ、特に、浮動的な性格を持つ零細な非持家商が、4割近くを占める。しかし、小売商→仲買→卸売商となるにしたがい、家屋における比重が、居宅から土蔵・物置へと増大し、卸売・仲買の物流がすでに大きかったことを示す。

(3) サービス業が多く、販売業では、日用・食料品商と繊維品商が主である。身近細貨品商・文化品商の高持家率は、在町の消費文化的特性を意味し、サービス業・家具類商・農業用品商の低持家率は、それらの商業経営における浮動性を表わす。持家商の納税額は、日用・食料品商に次いで、サービス業が多いのに対して、非持家商の場合は、その逆である。

(4) 家屋の平均延坪は36坪であり、このうち、居宅24坪、土蔵・物置10.4坪、所有長屋1.6坪である。文化品商は、小売商だけであるにもかかわらず、上述3者のいずれをも、最も広く所有し、家具類商では、卸売商の延坪が小売商のその約5倍に及ぶ。日用食料品商と繊維品商を比較すると、小売商・仲買では、後者の居宅・所有長屋の延坪が広く、卸売商では、前者の土蔵・物置の延坪が、後者のその4倍に近い。

(5) 納税額を居宅と土蔵・物置合計延坪数で割った金額によって、生産性を類推すると、一般に、小売商→仲買→卸売商となるにしたがって大きいが、小売商だけしか認められない身近細貨品商が最大であり、家具類商は小さい。日用・食料品商と繊維品商を比べると、前者は、小売商・仲買において後者をしのぐが、卸売商においては、逆に、後者の方が大きい。

(6) 居宅だけを所有する商家の平均延坪については、卸売商が広く、業種別には、家具類商・身近細貨品商・繊維品商が広い。日用・食料品商と繊維品商を比較すると、一般に後者の方が広いが、卸売商だけは、前者の方が広い。居宅だけを所有する商家の延坪当たり納税額は、(5)の金額よりも大きい。付属家屋を持たない商家——いわば零細経営層——に対する課税が重かったとも考えられようが、むしろ、この経営層における生産性が高かったのではないかと推察される。文化品商ではきわめて高額であり、日用・食料品商、繊維品商がこれに次ぐ。

(7) 長屋住居は、サービス業と日用・食料品商に多く、その延坪当たり納税額は、日用・食料品商、繊維品商、サービス業において高い。身近細貨品商は、(5)の金額が大きいにもかかわらず、(6)の延坪当たり納税額、さらには(7)の金額がきわめて小さく、店舗ごとの利潤格差が大きいことを示唆する。一方、繊維品仲買商の高額が目される。

(8) 日用・食料品商は、生鮮食品商・荒物類商を主とするが、生鮮食品商と茶商を除くと、持家率が高い。1商家当たりの納税額は、穀類商が最も多い。非持家菓子小売商の納税額は少なく、卸売商については、持家商・非持家商の1商家当たり納税額格差は、穀類商では大きく、茶商では小さい。

(9) 酒類小売商と穀類卸売商は、広い土蔵・物置を持ち、平均延坪が大きい。延坪当たり納税額が多いのは茶商で、特に茶卸商は、広い長屋を持つ。長屋住居小売商の延坪当たり納税額では、木炭商・菓子商が多い。

(10) 繊維品商の中で、持家率が特に高いのは足袋商・綿商・染物商である。1商家当たり納税額では、洋糸商が、持家商・非持家商を通じて最高である。しかも繊維品卸売商の中で長屋を所有するのは、洋糸商だけである。平均延坪では、染物商が広いが、糸繭仲買商の居宅、土蔵・物置も広い。延坪当たり納税額は、小売商・仲買・卸売商を通じて、織物商が最も多い。しかし、1884年時点において営業していた織物卸商・同仲買は、その後、廃業あるいは小売りに転換したのに対して、むしろ、織物小売商は、足袋商に傾斜して商勢の維持に努めたり、紙・綿の小売りを兼ねながら、商勢を伸展していた。一方、織物小売商の中には、足袋商からさらに荒物商へ転ずるものもいた。また、糸繭仲買による流動資本の拡充が、洋糸小売商の卸商化を促したり、質商から洋糸商に転じて功を奏する商家もあった。

(11) 身辺細貨品商の納税額の主体は小間物類商であるが、居宅だけの下駄・傘商に対して、土蔵・物置持ちの小間物類商、および長屋持ちの提灯商が区別される。古物商から身辺細貨品商への経営重点の移行や、身辺細貨品商から旅館業への転換は、町場的な市場の伸展を示唆する。

(12) 家具類商は、納税額の多い1材木卸商のほかは小売商であり、持家商では古鉄・鉄打物商、非持家商では建具商の納税額が多い。棒商は、1商家当たりの納税額は少ないが、延坪当たり納税額は多く、輸送関連商業としての定着性が強い。

(13) 文化品商の中で最も多い葉種商では、持家率が低く、また納税額の多いのは洋物類商である。文化品商の商勢不振を支えたものの1つは、糸繭仲買の兼業である。一方、玩具商の持続性は強かった。

(14) 農業用品商のうち、納税額が最も多いのは、非持家商の石灰商である。種物商では、延坪が広いが、農具商よりも、坪当たり納税額が少ない。

(15) 3大サービス業種目——雑商・飲食業・運送業——の持家率は低く、その1商家当たりの納税額は少ない。逆に、持家率の高い金融業・旅館業では、1商家当たりの納税額が多い。金融業の平均延坪は、旅館業に次ぎ、居宅延坪の半ばにおよぶ土蔵・物置のほか、長屋をももつ。

〔注〕

1) 黒崎千晴(1975)：明治前期岩手県下の商業について，早稲田高等学院研究年誌，19号，p. 141

2) 1) p. 133

3) 田村正夫(1978)：商業地域の形成—改訂増補版—，文化書房博文社，pp. 1~188

4) 3) pp. 189~273

5) 3) p. 248

6) 3) pp. 248~249

7) 3) pp. 249~257

8) 東洋経済新報社(1978)：地域経済総覧，p. 268・270。39市中，第34位。なお，同期間の人口増加率は，全国4.3% (p. 264)，埼玉県21.6%であり，増加率が飯田市よりも低いのは，行田市6.4%，加須市2.9%，蕨市1.8%，秩父市1.7%，群生市0.2%である。

9) 8) 39市中第33位。なお，同期間の人口増加率は，全国4.6% (p. 264)，埼玉県15.1%であり，増加

- 率が飯能市よりも低いのは、熊谷市4.1%、羽生市3.5%、上福岡市3.1%、鳩ヶ谷市2.6%、秩父市0.3%、蕨市—4.2%である。
- 10) 8) p. 383。なお、埼玉県の水準値は 80.7 であり、飯能市は、熊谷市141.2、本庄市128.9、大宮市117.5、与野市116.4、川越市107.7、蕨市107.6、東松山市104.0、秩父市101.9、志木市96.4に次いでいる。
- 11) 商家数は、既報<3> p. 258>と比較すると、著しく多い。これは、既報では単年度(1884年)の商業売上金高調に依拠したのに対して、本論文では、両年度(1882・1883)にわたる商業税金徴集簿を中心として、筆者がこれを補正したためである。なお、この点を考慮に入れても、税金徴集簿の方が売上金高調よりも商家捕捉率が高いことは、否定できない。
- 12) ここでは、一応、サービス業を小売商のうちに分類した。
- 13) 以下、納税額と略称する。
- 14) 3) p. 258
- 15) 3) pp. 260~273
- 16) 商業売上金高調, 3) p. 248 参照
- 17) 3) p. 257
- 18) 証券及び煙草
- 19) 宿泊費を1泊21銭として計算すると<3>p. 273>, 1885年約271円, 1887年約231円, 1890年約234円の粗収入が推定される。
- 20) 3) p. 88 の 26)
- 21) 家具類商の中で、1商家当たり納税額が最も多いのは、材木卸商である。
- 22) 納税額は、前者2円25銭、後者2円50銭、坪当たり納税額は、前者16銭、後者14銭である。
- 23) 品目別の販売額が記載されていなくても、その記載順位が販売額の順位を示す<3> p. 224>。
- 24) 23)
- 25) 23)
- 26) 3) p. 264・269
- 27) Fが、1884年4月9日付、内務省第3755号をもって、免許を受けた売薬である。
- 28) Tが、清心丹については、1883年10月5日付、内務省第3423号をもって、また清婦湯については、1886年2月5日付、内務省第2511号をもって、それぞれ免許を受けた売薬である。
- 29) Iが、1889年2月22日付、内務省第6447号をもって、免許を受けた売薬である。
- 30) Hが、薬用晒水飴については、1887年1月28日付、内務省5220号をもって、また法王湯については、1887年7月7日付、内務省5529号をもって、それぞれ免許を受けた売薬である。
- 31) なお、1890年9月に、東京神田区松田町のYから従来の委託販売品目であった米薬・口冷散・サントニン散のうち、サントニン散の販売だけを中止する旨の届けが出た。したがって、従前から継続して行われていた委託販売契約は、前述のほかにもあったものとみられる。また、これらの委託販売契約には「営業者(東京在住、筆者注)ノ製調シタル売薬ヲ取次販売致スベシ<3> p. 248, (5)>」とあり、飯能が、東京製売薬市場の一環となっていたことが分かる。富山製売薬の委託販売については、3) p. 269 参照。
- 32) 基準宿賃<19>で計算すると、粗収入は約108円である。
- 33) 非持家商の納税額のうち、奨業会社のそれが約70%を占める。